

議案第18号

富士見市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市空家等対策協議会条例（平成29年条例第28号）の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市空家等対策協議会に係る庶務の所管を変更するため、富士見市空家等対策協議会条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

富士見市空家等対策協議会条例（平成29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条中「自治振興部」を「建設部」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。